

**第65回全国消防長会危険物委員会**  
**情報提供資料**

(平成28年度に実施している事業の概要等について)

**平成28年10月20日**



**危険物保安技術協会**  
Hazardous Materials Safety Techniques Association

# 1 単独荷卸しに関する最近の動きについて

## (1) 単独荷卸しにおける事故の多発を踏まえた自主研究

単独荷卸しを行うためには、図1に示すように「石油供給者」、「運送業者」及び「給油取扱所の所有者等」の3者が一体となって体制作りをする必要があります。協会では、平成11年度から単独荷卸しに係る仕組みの評価を実施しています。

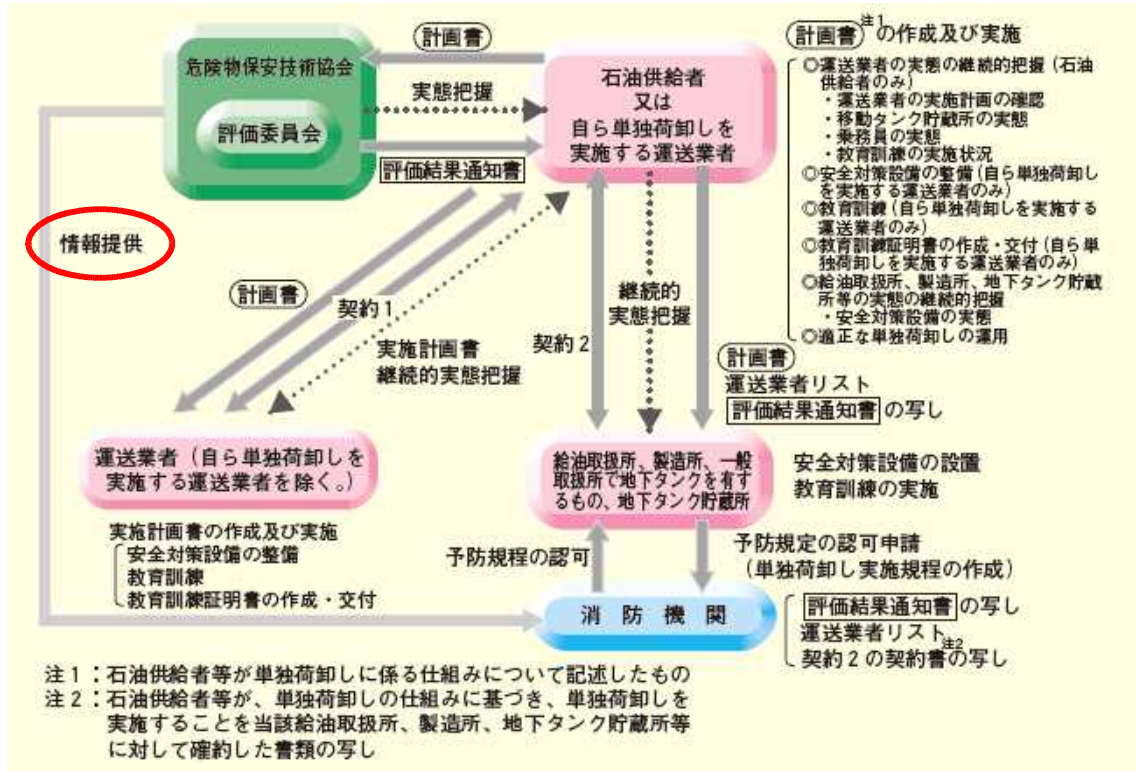


図1 単独荷卸しの仕組みに係る評価の流れ

最近、移動タンク貯蔵所に搭載された制御システムによって、油種情報を管理するハイテクローリーが普及したことに伴い、当初想定していなかった事故が発生しております。このようなことから、協会では平成27年度に「単独荷卸しの評価基準の見直しに関する検討」を実施して、事事例の精査を行った結果、事故の多くは石油供給者が作成したマニュアルどおりに乗務員が操作しないなど人為的な要因によるものが多くを占めていました。一方でヒューマンエラーを補完する制御システムにも問題点があることが確認されたことから、これらの問題点に対して以下に示す安全対策を提言として取り纏めました。

(報告書は、協会のホームページ (<http://www.khk-syoubou.or.jp/>) 上からダウンロードすることができます。)

- ① 注入ホース内の滞油に対する安全対策
- ② 荷積み時における油種の管理に係る安全対策

- ③ 荷卸し時における過剰注入を未然に防ぐための安全対策
- ④ 安全対策設備の機能に対する安全対策

この提言に基づき、平成28年度は運行管理者、乗務員及び給油取扱所の従業員等に対して行うべき教育訓練の具体的内容について検討を行い、乗務員の教育の要となる運送業者の運行管理者を対象とした研修用テキスト等を制作し、平成29年度から実施する予定の石油供給者の担当者、運行管理者等を対象とした研修会に活用する予定です。

(2) 単独荷卸しの仕組みの継続的な運用の確認

協会では、評価を行った単独荷卸しの仕組みが継続して運用されていることの確認を年1回実施する定期調査において行っております。定期調査では、石油供給者、運送業者及び給油取扱所における書類確認・ヒヤリングの他、荷積みから荷卸しに至る単独荷卸しの実施状況についても確認しています。

このうち給油取扱所における書類確認・ヒヤリングにおいては、表1及び表2に示す事項について行っております。

表1

給油取扱所の所有者等が石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき実施しなければならない事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給油取扱所に単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。</li> <li>2 給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対して、単独荷卸しを行う場合の連絡体制、災害発生時の措置について教育訓練を実施すること。</li> <li>3 給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対して、営業時間中に単独荷卸しを行う場合に必要となる作業・役割について教育を実施すること。</li> <li>4 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。</li> <li>5 単独荷卸しを実施する運送業者に対して、給油取扱所の設備等について情報提供する体制を構築するとともに、危険物保安監督者と運行管理者との連絡方法について調整すること。</li> <li>6 給油取扱所の営業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。</li> </ol>

表 2

給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等

- 1 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。
  - (1) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。
  - (2) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
  - (3) 単独荷卸しの実施に関すること。
  - (4) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
  - (5) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。
  - (6) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。
- 2 給油取扱所等の予防規程に添付する書類  
給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。
  - (1) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
  - (2) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
  - (3) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

以上について、貴管轄の単独荷卸しを実施している給油取扱所の立入検査等に際して執務の参考としてご活用下さい。

(3) 単独荷卸しを実施している給油取扱所の情報の提供

単独荷卸しを実施している給油取扱所は、協会の「危険物総合情報システム」で確認できます（図 1 中の赤丸部分）ので同システムをご活用下さい。

なお、危険物総合情報システムをご覧になるにはあらかじめ登録（消防機関は無料）が必要です（別添 1 危険物総合情報システム 参照）。

(4) 単独荷卸しの仕組みを分かりやすく解説した視聴覚教材の制作

また、協会では、今年度、単独荷卸しの仕組みを分かりやすく解説した視聴覚教材「最新の事故事例から学ぶ単独荷卸し作業の安全対策（仮題）」を制作中です。（平成 29 年 3 月下旬に配布予定）

## 2 危険物施設等の保安に関する診断について

危険物施設等を保有する事業所の自主保安に対する取り組みについて、第三者機関として危険物施設又は特定防災施設若しくは自衛防災組織等の維持管理に関する状況を確認し、診断及び評価を行うことにより、当該事業所の危険物施設の安全な維持管理に寄与するとともに、当該事業所の自主保安の向上及び事故防止に資することを目的とした保安診断を平成25年度から実施しております。

自主保安体制の確立には消防法等の法令遵守はもとより、事業所自らが定めた社内規程についても遵守しなければならないことは言うまでもありません。

消防法や石油コンビナート等災害防止法などの法令適合については、消防機関の立入検査などの機会にも指導を受けていることから各事業所ともにチェック機能が働いているものと考えられます。

しかしながら、工事管理規程や変更管理規程などの社内規程については、外部からのチェック機能がなかなか働かないこともあり、これまでの保安診断の結果から事業所では、

- ① 規程類の変更があったにもかかわらず改正手続きが行われていない。
- ② 長年の慣習で規程とは異なる、現場所属での内部慣例が支配している。
- ③ その都度の対応となっており、責任の所在が不明確である。

などが確認されております。

また最近行った保安診断結果では、基準維持義務の要となる定期点検について、点検結果と実際の状況とが乖離しているなど定期点検が形骸化しているケースが確認されております。

このように事業所自らのチェックしきれない部分に加え、第三者機関である協会が行う診断が有効に実施されることによって、安全の一層の向上につながって行くものと考えられますので、貴管轄の危険物施設を保有する事業所の自主保安体制の充実、安全確保にご活用下さい。

(別添2 危険物施設等の保安に関する診断 リーフレット 参照)

## 3 屋外タンク貯蔵所の耐震基準に係る経過措置について

既存の準特定屋外タンク貯蔵所及び既存の耐震浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所については、休止しているものを除き平成29年3月末までに耐震基準に適合させることが必要とされております。

耐震基準への適合に関して、協会では、「準特定屋外貯蔵タンクの安全性調査の評価等に係る技術援助」及び「浮き屋根及び浮き蓋の強度評価、耐震機能強化及び溢流防止等に関する技術援助」により安全性調査の評価を実施しております。

上記期限まで半年足らずとなりましたので、貴管内の事業所において上記の技術援助委託を行うことを把握されている場合には、余裕を持って取り組んでいただくようお願い下さい。

#### **4 危険物事故防止対策論文の募集について**

別添 3 平成 28 年度 危険物事故防止対策論文募集 参照

#### **5 セミナー・講習会等の開催予定**

当協会が平成 28 年度下半期に開催するセミナー・講習会等のご案内です。

別添 4 平成 28 年度下半期のセミナー・講習会等の開催案内 参照

#### **6 ガソリン携行缶ポスターの配布**

協会では、ガソリン携行缶を安全に安心して使っていただくためのポスターを作成し、秋の火災予防運動等においてご活用いただけるように各消防機関等に配布いたしました。また、ポスターは協会のホームページ (<http://www.khk-syoubou.or.jp/>) 上からダウンロードすることができますので、ご活用下さい。

別添 5 ガソリン携行缶ポスター 参照